避難所生活に求められる関わり方の変化

災害発生直後は、支援体制も混乱している状態です。
その後、支援体制が確立するにつれて、地域・NPO・行政がそれぞれの役割を担い、互いに協力しながら避難所生活に対応することが必要です。
時間の経過とともに物的な課題は徐々に解消されてくるかもしれません。しかし、心の問題が顕著化するなど、顔の見える関係である「地域の力」がますます重要になってくると考えます。

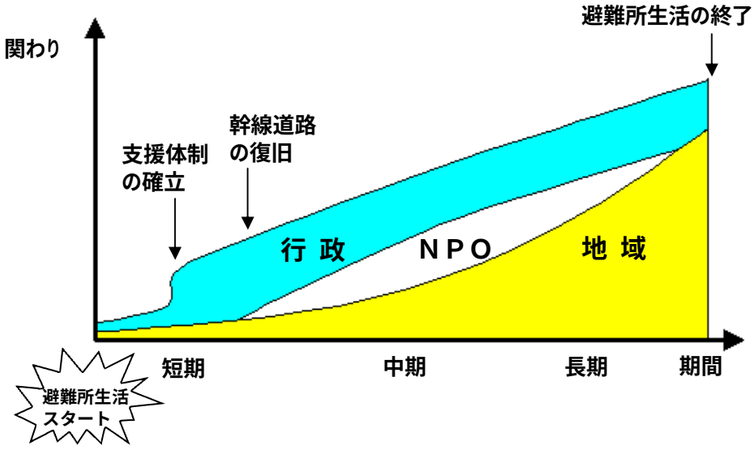

避難所運営では、不便さを我慢する「お互い様精神」と環境変化への適応が困難な方への個別ケアの両方が求められます。
災害時要援護者の支援方法や、地域・NPO・行政との連携などは、災害時に急にできるものではありません。
条例の理念・条項を振り返り、三者があらためてそれぞれの役割と連携の在り方を再確認するきっかけとなることを願います。

【高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例 】イメージ
愛称「まちづくり一緒にやろうや条例」

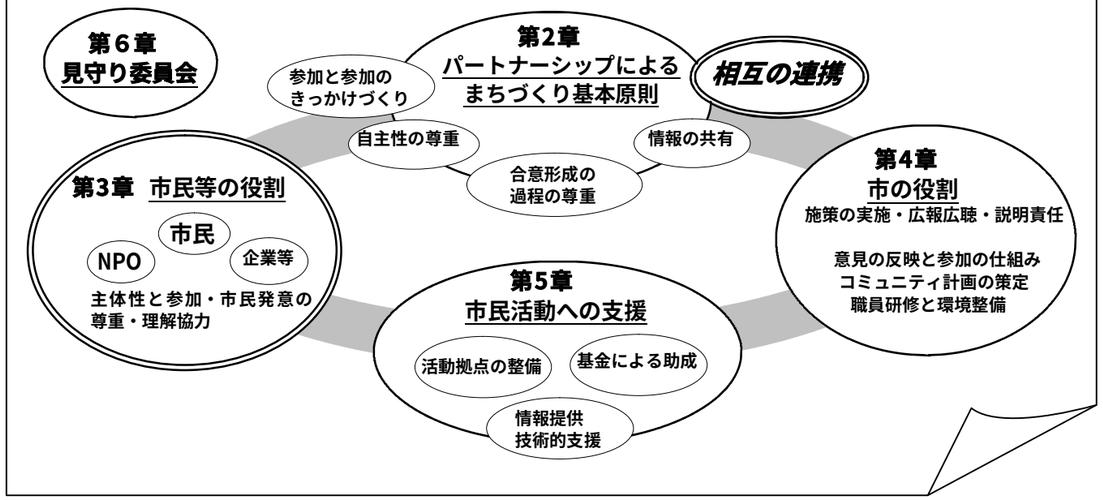

第４期条例見守り委員（H22．5～H24．4）

委員長	神﨑　健史	**副委員長**	山﨑　水紀夫			
委　員	井上　八州彦	岩井　陽子	内田　洋子	岡田　法生	笠井　博文	上村　佳子
	木下　くみ子	国沢　光陽	坂野　耕一	田中　美紀	野﨑　英明	吉田　充

【編集・発行】 高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例第４期見守り委員会
【 発 行 日 】 平成２４年2月

被災後に命を守るために

～三者（地域・NPO・行政）の役割と関わり方～

私たち見守り委員会は、まちづくり条例を見守る委員会です。

今回（第４期）は、条例施行から７年が経過した今、改めて地域・ＮＰＯ・行政の三者がどのように関わりあえば、より円滑なパートナーシップの関係を築くことができるのかを考えることから始めました。その中で、「防災」をテーマに**避難所における災害時要援護者**に焦点を当て、検討していたところ、東日本大震災が発生いたしました。

3.11の大震災で、まず災害直後に身を守ることの大切さが認識されました。そして、地震から命を守るためにどうするかという視点で、現在様々な方向から検討が行われています。

しかし、阪神淡路大震災では死者6,434人のうち、900人以上が震災関連死であることから，我々見守り委員会では、避難後に焦点を当て、「避難所運営は命の問題」という共通認識を持って話し合ってきました。

今回の震災では、地域で手を取り合って未曾有の災害に立ち向かう姿から、地域社会が核となってＮＰＯや行政と連携することの重要性など多くの学びをいただくと同時に、今回の教訓を高知でのまちづくりの取り組みに活かすことが、最大のメッセージになると考えています。次ページ以降に、被災後に命を守るための私たちの考えをまとめています。

なお、被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、この未曾有の災害を乗りこえ、一日も早く日常の地域を取り戻すことができますよう、心からお祈り申し上げます。

※震災関連死：避難所生活等でのストレスや環境の悪化が原因で死亡すること。

見守り委員会では、**「災害時要援護者」**を**「災害の際に何らかの配慮を必要とする方」**と定義し、話し合いを行いました。

～高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例～
第2章　パートナーシップによるまちづくり基本原則
市民等及び市は、相互に連携するとともに、国、県等の行政機関及び教育機関その他関係機関とも連携してまちづくりを進めるよう努めるものとする。

※　高知市市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例より関連条項抜粋

高知市市民と行政のパートナーシップの
まちづくり条例見守り委員会

「災害時要援護者」ってどんな人？

・高齢者
・障がい(身体・知的・精神)がある人とその家族
・子ども(乳幼児)とその家族
・妊婦
・病気の人
・アレルギー疾患の人
・けが人
・目・耳が不自由な人
・旅行者
・外国人

など

「災害時要援護者」の避難所生活は課題がたくさん考えられます

災害時要援護者は、平時から援護を必要とする方に加え、普段は配慮が必要ない方でも、災害時という特殊な状況や、「避難所」という集団生活ゆえに支援が必要になる場合が考えられます。
見守り委員会でも「メガネがないと何も見えない」「薬がないと具合が悪くなる」など、**誰でも災害時要援護者になる潜在的な可能性がある**という意見が出されました。

災害時要援護者の避難所生活では、様々な課題や負担が考えられます。以下に出された課題はその一部でしかありませんが、地域・NPO・行政がお互いに手を取り合い、協力して対応ができれば、支援を必要とする方が少しでも過ごしやすくなることが分かっていただけると思います。

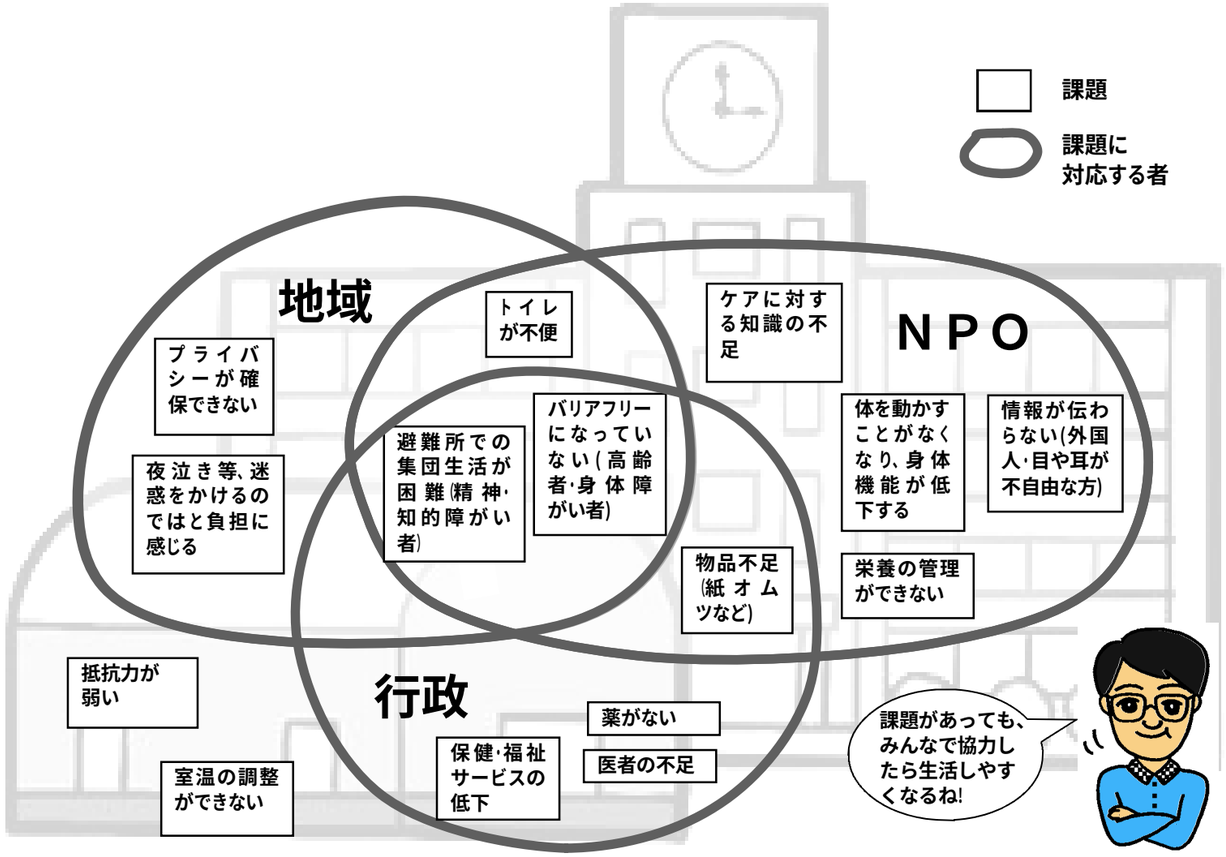

※これらの課題は一部の事例です

避難所での三者(地域・NPO・行政)の「強み」と災害時要援護者への「協力」

東日本大震災では、避難所のストレスから知的障がいを持つ人が発作を起こしたり、体調を崩す高齢者が続出したりするなど、避難所での災害時要援護者支援の在り方に多くの課題があることを教えてくれました。

地域リーダーは
①災害時要援護者支援窓口の設置
②介助や障がいの程度に応じた優先順位
③小部屋（体育館→ 教室）の割振り
} などを配慮し、人選は地域に住む専門家を充てる

行　政　は
①保健師等専門職員の派遣
②福祉サービスの継続
③福祉避難所の設置(別途設置)
} など支援体制を整え、地域と連携し、要援護者が避難所やサービスを選択できるようにする

Ｎ　Ｐ　Ｏ　は
①専門的な知識を生かしたアドバイスやサロン活動の共同運営
②全国的なネットワークと公平性にとらわれない柔軟な活動
} を展開し、避難所運営サポートする

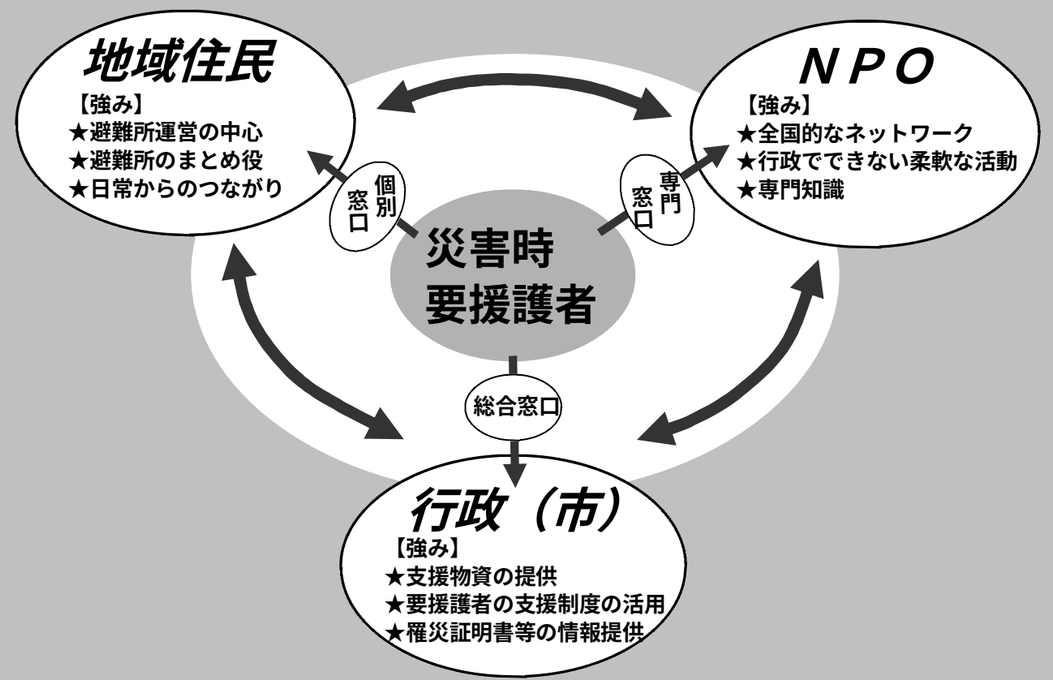

避難所は、行政が設置し、地域と協力して運営を行うことになっています。ＮＰＯはそのサポートをします。
この図のように、避難所では皆が協力し合って、災害時要援護者のためにそれぞれの強みを生かしたサポートを行うことが大切であると考えます。